

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定によつて、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十六年二月十四日（金） 午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

広島市安佐南区安東六丁目一三番一号  
学校法人安田学園 安田女子大学

三 試験の方法

筆記試験

四 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十六年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十六年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
- 5 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

六 受験の手続

- 1 願書の提出期間及び受付時間

平成二十六年一月六日(月)から平成二十六年一月二十日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く(郵送の場合は、平成二十六年一月二十日までの消印があるものに限り受け付ける)。

受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

## 2 願書の提出先

広島県健康福祉局医務課(〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号)

## 3 提出書類

### (一) 受験願書

指定の用紙を使用し、必要事項をすべて記入すること。

### (二) 受験資格を証明できる次の書類

前記五1から5までに該当する者は、学校長又は養成所長が受験願書の所定欄を使用し、作成した証明書を提出すること。

前記五6及び7に該当する者は、当該事実を証する書類の原本を提示し、その写しを提出すること。

なお、卒業見込み又は修業見込みの証明書を提出した者は、平成二十六年三月三十一日(月)までに改めて卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

(三) 写真票(出願前六か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身像の縦六センチメートル、横四センチメートルの写真で、学校長又は養成所長が受験者本人と照合したものを写真票の定められた位置にはること。)

## 七 受験手数料

六千九百円

この手数料は、専用の納付書により納め、納付書控えを受験願書の裏面に貼ること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

## 八 受験票の交付

受付期間の最終日から二週間以内に交付する。

## 九 合格発表

平成二十六年三月十二日(水)午前九時から平成二十六年三月二十五日(火)午後五時まで、合格者の受験番号を広島県庁舎前の掲示場に掲示する。

## 十 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付する。

ただし、平成二十六年三月三十一日(月)までに卒業証明書又は修業証明書の提出がない場合は当該受験は無効とし、合格証書は交付しない。

## 十一 その他

1 試験会場の収容可能人員により、受験者の調整を行う必要が生じた場合には、広島県の区域内の看護師等学校養成所を卒業又は修業した者(見込みの者を含む。)及び広島

県の区域内に就業地、就学地又は住所を有する者を優先する。

- 2 この試験についての問合せは、広島県健康福祉局医務課（電話〔〇八二〕―五二三―三〇五七「ダイヤルイン」）にすること。